

令和8年度ドライバー等安全教育訓練受講助成事業要領

令和8年4月1日
公益社団法人福島県トラック協会

1 助成の目的

この助成金は、ドライバー等の安全教育訓練の受講を促進することによって、公益社団法人福島県トラック協会(以下「協会」という。)の普通会员及び賛助会員(以下「会員」という。)が行う運転者の安全意識向上及び運転者の運転技能向上に役立てることを目的とする。

2 助成対象者

会員で、会費の未納が無いもの(ただし、新規普通会员の場合は、入会后6カ月以上経過し、会費の未納が無いもの)。

3 助成の対象となる研修

次の(1)～(4)の条件を満たす研修とする。

- (1) 協会ホームページに掲載してある「研修一覧」に記載されているもの。
- (2) 県内事業所に勤務するドライバー又は安全運転管理者が受講するもので、ドライバーにあたっては「貨物実技コース」に限る。
- (3) 安全教育訓練施設に対し、会員が受講料を直接負担したもの。
- (4) 令和8年4月1日(ただし、新規会員の場合は入会日)から令和9年2月22日までに受講したもの。

4 助成件数

1 会員当たり10人を上限とする。

5 助成金額

- (1) 特別研修は、研修受講料の7割とする。ただしGマーク認定事業所は、研修受講料の全額とする。
- (2) 一般研修は研修受講料の全額とする。

6 申請期間

- (1) ドライバー等安全教育訓練助成申込書は、令和8年4月1日から令和9年1月29日までとする。
- (2) ドライバー等安全教育訓練実施報告書は、令和8年5月1日から令和9年2月22日までとする。
ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

7 予算額 1,800,000円

8 助成金の申請手続

別紙「利用上のご注意」「手続きの流れ(フロー)」「手続きの流れ(図)」のとおり。